

## 正 誤 表

本書『(全訂二版) 医療法人の設立・運営・承継と税務対策』(平成 21 年 4 月 16 日発行) に下記の誤りがありましたので、お詫びのうえ訂正させていただきます。

税務研究会出版局

ページ	誤	正																																
247 ページ 基金返還時の 仕訳方法	◇年月の経過 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">現金</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">1 0 0</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">基金</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">5 0</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: center;">5 0</td> <td>繰越利益剰余金</td> <td style="text-align: center;">1 0 0</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: center;">5 0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">※基金返還 (借方) 基金      1 0 0 (貸方) <u>基金</u>      1 0 0</td> </tr> </table>	現金	1 0 0	基金	5 0	土地	5 0	繰越利益剰余金	1 0 0	建物	5 0			※基金返還 (借方) 基金      1 0 0 (貸方) <u>基金</u> 1 0 0				◇年月の経過 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">現金</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">1 0 0</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">基金</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">1 0 0</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: center;">5 0</td> <td>繰越利益剰余金</td> <td style="text-align: center;">1 0 0</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: center;">5 0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">※基金返還 (借方) 基金      1 0 0 (貸方) <u>現金</u>      1 0 0</td> </tr> </table>	現金	1 0 0	基金	1 0 0	土地	5 0	繰越利益剰余金	1 0 0	建物	5 0			※基金返還 (借方) 基金      1 0 0 (貸方) <u>現金</u> 1 0 0			
現金	1 0 0	基金	5 0																															
土地	5 0	繰越利益剰余金	1 0 0																															
建物	5 0																																	
※基金返還 (借方) 基金      1 0 0 (貸方) <u>基金</u> 1 0 0																																		
現金	1 0 0	基金	1 0 0																															
土地	5 0	繰越利益剰余金	1 0 0																															
建物	5 0																																	
※基金返還 (借方) 基金      1 0 0 (貸方) <u>現金</u> 1 0 0																																		
258 ページ 下から 1 行 目	…引き下げるといふものです (措法 42 の 3 の 2)。 <u>経過措置型法人</u> もこの適用を受ける法人となります。	…引き下げるといふものです (措法 42 の 3 の 2)。 <u>基金拠出型法人</u> もこの適用を受ける法人となります。																																

## 追 録

本書『(全訂二版) 医療法人の設立・運営・承継と税務対策』(平成 21 年 4 月 16 日発行) の刊行後、新たな改正が行われましたので、下記文章を追加してお読みください。

税務研究会出版局

### ○385 ページ 上から 7 行目に下記文章を追加してください。

(3) 「租税特別措置法の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 61 号) により、交際費等の損金不算入制度について、資本金 1 億円以下の法人に係る定額控除限度額が年 600 万円(改正前 400 万円)に引き上げられました。

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

### ○385 ページ 「<図表> 決算時期による交際費等の損金算入枠変遷一覧」は下図に読み替えてください。

#### <図表> 決算時期による交際費等の損金算入枠変遷一覧

資本金の区分	1 年決算法人の事業年度の区分 (決算時期)			
	平成 14 年 3 月以前開始 (平成 15 年 2 月決算以前)	平成 14 年 4 月～平成 15 年 3 月開始 (平成 15 年 3 月～平成 16 年 2 月決算)	平成 15 年 4 月以後開始 (平成 16 年 3 月決算以後)	平成 21 年 4 月 1 日以後 終了する事業年度
1,000 万円以下	400 万円まで 80%	400 万円まで 80%	400 万円まで 90%	600 万円まで 90%
1,000 万円超 5,000 万円以下	300 万円まで 80%			
5,000 万円超 1 億円以下	全額損金不算入	全額損金不算入	全額損金不算入	全額損金不算入
1 億円超				

(平成 21 年 6 月現在)